

# 第9回 押水地区通学・PTA 部会 報告書

## 第9回 志雄地区通学・PTA 部会 (合同開催)

町教委への報告日：令和4年12月22日

開催日時	令和4年12月21日（水）午後7時30分～午後8時00分		
開催場所	生涯学習センターさくらドーム21 2階 第一会議室		
委員出欠 (押水地区)	押水第一小学校校長	基村 俊成 (部会長)	出席
	押水第一小学校教頭	中川 知成	出席
	押水第一小学校PTA副会長	長谷川 宏	欠席
	宝達小学校PTA会長	松田 峰子	出席
	宝達小学校PTA母親代表	川崎 陽子	出席
	相見小学校教頭	久保 敦子	出席
	相見小学校PTA副会長	安達 崇裕	出席
	北大海第一保育所保護者会会長	田中 洸	欠席
委員出欠 (志雄地区)	樋川小学校校長	岩網 清美 (部会長)	出席
	樋川小学校教頭	北 豊	欠席
	樋川小学校PTA会長	中村 喜枝	欠席
	樋川小学校PTA母親代表	島田 園実	出席
	志雄小学校PTA副会長	豊田 知美	欠席
	南部保育所保護者会会長	杉中 俊介	出席
委員以外の出席者	学校教育課 担当課長	岡本 泰	
	学校教育課小学校統合準備室 主幹	中橋 理樹	
会議要旨 (議題及び合意事項)	<p>PTAについて</p> <p>1、PTA規約案(資料1)の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回までに話し合った内容、各校の規約、旧文部省「PTA参考規約」を基に、事務局が作成。</li> </ul> <p>2、内容検討の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局提案の資料を基に話し合いを進める。</li> <li>・協議は、原則、第1章から順に検討する。</li> <li>・各委員は次回までに資料を読みこみ、論点を整理しておく。</li> </ul>		
今後の課題 (次回の論点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2校共通事項</li> <li>・PTAの根幹</li> <li>・来年度に引き継ぐ内容</li> </ul>		
その他 (町教委への 伝達事項等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学部会(志雄地区)は今回行わず、次回実施する。</li> </ul>		
報告者	押水第一小学校 教頭 中川知成		

## 第9回 小学校統合準備委員会 通学・PTA部会 次第

日時：令和4年12月21日（水）準備委員会終了後

場所：宝達志水町生涯学習センター 2階 第1会議室

- 1 部会長あいさつ
- 2 議 事
  - (1) PTAについて
  - (2) 通学について

## 〇〇小学校PTA規約（案）

### 第1章 名称および事務所

第1条 本会は、〇〇小学校PTAという。

第2条 本会は、事務所を〇〇小学校に置く。

### 第2章 目的

第3条 本会は、会員が互いに協力して、家庭・学校・社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

### 第3章 方針

第4条 本会は、次の方針に基づいて活動する。

- (1) 教育を本旨とする団体として活動し、他のいかなる団体の支配や干渉を受けない。
- (2) 本会の目的に沿った活動を行い、目的を同じくする他の団体と協力する。

### 第4章 会員

第5条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者（以下、保護者という。）
- (2) 〇〇小学校の教職員
- (3) 本会に賛同する者は、総会の承認を得て、入会することができる。

第6条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第7条 会費の金額は、細則で定める。(or) 総会で予算の承認を得て決定する。

### 第5章 会計

第8条 本会の会計経理は、総会で承認された予算に基づいて行われる。

第9条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

### 第6章 役員

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 保護者
- (2) 副会長 3名 保護者 (次年度会長、母親代表、母親副代表)
- (3) 書記 2名 保護者、教職員 各1名
- (4) 会計 2名 保護者、教職員 各1名

第12条 役員の任期は、1年(or)2年とし、再任を妨げない。

第13条 役員は、細則の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。

第14条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の庶務を担当する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (5) 役員は、必要に応じて、各種会議等へ出席する。

## 第 7 章 監査委員

第15条 本会の会計を監査するために、2名の監査委員を置く。

第16条 監査委員は、総会に報告される会計資料を監査し、総会で監査報告を行う他、随時に会計監査を行うことができる。

第17条 監査委員の任期は、1年とする。

第18条 監査委員は、細則の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。

## 第 8 章 総 会

第19条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。

第20条 総会は、毎年4月に開催する他、臨時に開催することができる。

第21条 総会の定足数は、委任状を含め、会員の5分の1とする。

第22条 総会の決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第23条 総会は、次のことを審議する。

- (1) 事業報告、決算報告、会計監査報告
- (2) 役員改選
- (3) 事業計画、予算計画
- (4) 規約の制定、改廃
- (5) その他の重要事項

## 第 9 章 運営委員会

第24条 総会に次ぐ決議機関として、運営委員会を置く。

第25条 運営委員会は、役員、専門委員会の正副委員長、支部選出委員、校長、教頭で構成する。

第26条 運営委員会は、次のことを審議し、方針を決定する。

- (1) 本会の目的を達成するために必要な事項
- (2) 専門委員会からの報告、提案事項
- (3) 総会の議案
- (4) その他必要な事項

## 第10章 役員会

第27条 本会の会務を遂行するため、役員会を置く。

第28条 役員会は、会長、副会長、書記(保護者)、会計(保護者)、校長、教頭で構成する。

第29条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会務の遂行
- (2) 総会、運営委員会への提出する議案の整理、事前審議

(3) その他必要な事項

### 第11章 専門委員会

第30条 本会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、実行するため、次の専門委員会を置く。

- (1) 総務企画委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 環境安全委員会
- (4) 教養委員会
- (5) 学年委員会
- (6) 役員選考委員会
- (7) 支部選出委員会

第31条 専門委員会の委員長、副委員長は各委員の互選により決定する。

第32条 専門委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会は、各学年から選出された学年委員で構成する。
- (2) 学年委員会は、各学年から選出された学年委員3名及び担当教諭で構成する。
- (3) 役員選考委員会は、会長及び副会長で構成する。

第33条 専門委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 総務企画委員会は、本会の目的達成のため、運動会その他の企画をし、各委員会の活動の調整にあたる。(運動会、プール当番の割り当て)
- (2) 広報委員会は、広報活動を行う。
- (3) 環境安全委員会は、児童の登下校の安全の確保を図り、環境の美化に努める。(奉仕作業、交通安全指導)
- (4) 教養委員会は、会員の教養を高め、家庭教育の振興を図り、児童の食育を推進する。(給食試食会、研修会)
- (5) 学年委員会は、学年・学級における諸問題等について話し合い、また、学年毎のPTA活動の推進を図る。
- (6) 役員選考委員会は、次年度役員の選考にあたる学年委員を補助し、選考結果をとりまとめる。
- (7) 支部は、細則の規定に基づき設置する。
- (8) 支部選出委員は、細則の規定に基づき選出する。

### 第12章 細則

第34条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第35条 細則を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

### 第13章 慶弔規定

第36条 本会の慶弔規定は、運営委員会の議決を経て定める。

第37条 慶弔規定を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

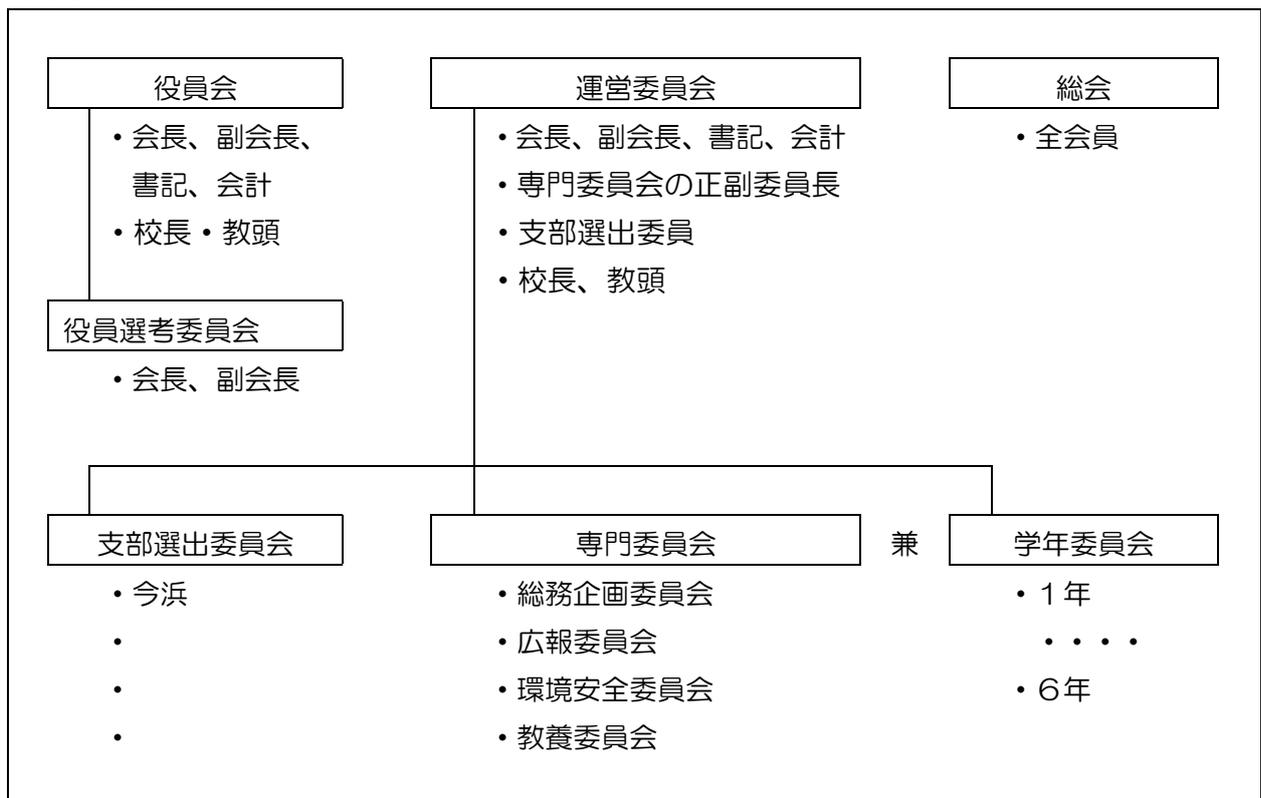
#### 第14章 改正

第38条 本規約は、総会で、出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

附 則

本規約は、令和7年4月1日から施行する。

(〇〇小学校PTA 組織イメージ)



## 〇〇小学校PTA細則（案）

第 1 条 本細則は、規約の規定に基づき、運営委員会の審議を経て定める。

第 2 条 本会の会費は、次のとおりとし、学校事務費に合わせて徴収する。

(1) 保護者会員（世帯単位とする。）

ア（児童1人） 年額 円

イ（児童2人以上） 年額 円 ※児童の人数で区分が必要か。

(2) 教職員会員 年額 円

(3) 賛助会員 年額 円

第 3 条 役員、監査委員は、次の区分により、学年毎に選出する。(or) 地区毎に選出する

2 前年度の副会長は会長となり、母親副代表は母親代表となり、書記・会計は監査委員となる。

3 各学年の学年委員は、次年度の役員、監査委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
会長						1名
副会長（次年度会長）					1名	
副会長（母親代表）					1名	
副会長（母親副代表） （次年度母親代表）				1名		
書記（次年度監査委員）			1名			
会計（次年度監査委員）		1名				
監査委員			1名	1名		
計		1名	2名	2名	2名	1名

第 4 条 専門委員会の委員は、次の区分により、学年毎に選出し、学年委員会の委員を兼ねる。

2 総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会の各委員長は、前年度の副委員長から繰り上がり、副委員長はそれぞれ、新5年、新1年、新4年、新2年の保護者から選出する。

3 各学年の学年委員は、次年度の委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。

新1年生の委員選考は、役員選考委員会が行う。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
総務企画委員会	1名		1名	1名	○1名	◎1名
広報委員会	○1名	◎1名		1名	1名	1名
環境安全委員会	1名	○1名	◎1名		1名	
教養委員会		1名	○1名	◎1名		1名
計	3名	3名	3名	3名	3名	3名

◎は委員長、○は副委員長。

第 5 条 次の区分により支部を設ける。

念浜、米出、小川、新道、麦生、宿、竹生野・南吉田

第 6 条 支部選出委員の定数は、前年度の12月1日現在の保護者会員数（世帯単位）の15分の1とする。

附 則

本細則は、令和7年4月1日から施行する。

## 〇〇小学校PTA 慶弔規定（案）

第 1 条 本規定は、細則の規定に基づき、運営委員会の審議を経て定める。

第 2 条 次の基準により、慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

- (1) 会員、在籍する児童の死亡  
香典 10,000円、生花半対
- (2) 会員、在籍する児童の14日間以上の入院  
お見舞い 5,000円
- (3) その他、会長が必要と認めたとき  
会長が金額を決定し、次回の運営委員会に報告する。

### 附 則

本規定は、令和7年4月1日から施行する。

通学路の危険箇所について（志桜小学校）

バスA④敷浪駅

課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールバスは、こもり美容室前を右折しているが道幅が狭くて危険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷浪区からカーブミラーの設置を令和5年度に要望予定</li> <li>・駐車場にバス停を設置し、美容室を通らないコースにしてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風雪を考えれば、バス停、運行コースは今のままが良い。（区長）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前道路の駐停車を規制すべきか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスの停車場所を道路に表示しても良い。（区長）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生の登校時間と駅の送迎の時間が重なり危険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス時刻の調整は可能（学校教育課）</li> <li>・<u>バス時刻を5分程度早くしても、危険の解消には繋がらない。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>交通量調査を実施（別紙）</u></li> <li>・<u>交通安全指導に立つことがあるが、危険な状態とは考えていない。（子浦駐在）</u></li> </ul>

（参考資料）

・敷浪駅ダイヤ（2022.3.12 改正）

	津幡・金沢方面	羽咋・七尾方面
7時	17 <u>51</u>	17 <u>51</u>

・小学校スクールバス（Aコース）敷浪駅から5人乗車（令和7年度）ハイエース  
 走入（7:26）→向瀬（7:32）→志桜小学校（7:41）→敷浪駅（7:47）  
 →荻谷会館（7:51）→志桜小学校（7:55）

・中学校スクールバス（Aコース）敷浪駅から13人乗車（令和4年度）中型バス  
 杉野屋（7:35）→しお子どもの家（7:36）→菅原（7:38）→敷浪駅（7:45）  
 →宝達中学校（7:55）

・宝達高校スクールバス 敷浪駅から3人乗車（令和4年度）マイクロバス  
 杉野屋（7:30）→しお子どもの家（7:31）→菅原（7:33）→子浦（7:35）  
 →役場前（7:38）→敷浪駅（7:45）→簡易野球場横駐車場（7:47）  
 →JA 南部育苗センター前（7:52）→宝達高校（8:00）

○ 敷浪駅前交通量調査

調査日時：令和4年9月8日（木）7：30～7：52



赤（送迎車）	紫（電車・バス）	黒（通過車）
<p>② 7：33  ※全車5～10秒停車</p> <p>⑤ 7：36  ⑥ 7：36  ⑦ 7：37  ⑧ 7：41  ⑨ 7：43 </p> <p>⑪ 7：44 </p> <p>⑭ 7：47 </p> <p>⑯ 7：49  ⑰ 7：49 </p>	<p>⑩ 7：44  (宝達高バス20秒停車)</p> <p>⑫ 7：45  (宝達中バス50秒停車)</p> <p>⑱ 7：51 電車発</p>	<p>① 7：31 </p> <p>③ 7：35  ④ 7：35 </p> <p>⑬ 7：47 </p> <p>⑮ 7：49 </p>

バスC①南部育苗センター前

課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国道249号に、歩道、ガードレール、縁石等がなく危険。</li> <li>• 朝は特に車が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 敷浪駅まで歩いてもいい。</li> <li>• 友達と横並びに歩かない。</li> <li>• 歩道、縁石、白線、ガードレールの設置</li> <li>• 対策が必要な距離が長く、費用も時間もかかる。開校までに解消できるか不透明。</li> <li>• 道路に側溝はあるが、わだち部分に雨水や融雪の水が溜まっており、水が跳ねて通行人がびしょ濡れになってしまう。</li> <li>• 歩道、縁石、ガードレールを設置しても水跳ねは防げない。</li> <li>• 結局、バス停まで車で送迎する人が多くなる。</li> <li>• バス停の場所をはらショッピングすればどうか。</li> <li>• 国道沿いを歩く距離は減る。</li> <li>• 屋根があり、コミュニティバスのバス停として活用実績がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• バス停をはらショッピングにして、運行ルートを組み立てみる。</li> <li>→ダイヤには影響が出ない。</li> <li>• はらショッピングに、バス停利用について確認。</li> <li>→朝の時間は問題ないが、夕方は、裏の駐車場に停めるなど、買い物客と事故を起こさないようにして欲しい。</li> </ul>

### バスC②荻島

課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道沿いにある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道が整備されているので、特に問題はない。</li> </ul>	

### バスC⑤出浜

課題	意見	協議結果、進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・側に仕事場、トラックがあり、小学生だけで待っていると危ない。</li> <li>・乗り遅れた子がいても気付かない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に冬や夕方は、人目につく場所の方が安心</li> <li>・出浜会館は広くて目につきやすい</li> <li>・現在のバス停は集落から距離がある。</li> <li>・既設のバス停のままなら、もう少し安心できるようにしてほしい。</li> <li>・出浜集落入口の三叉路は広くなっており、乗り降りできるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出浜会館は降雲時の運行が心配</li> <li>・樋川小学校まで歩いているので、距離は短くなっている。</li> <li>・見守り隊の方に立ってもらえないか。</li> <li>・交差点の前後5mは駐停車禁止（道路交通法第44条第1項第2号）</li> </ul>